

平成17年11月21日
近畿財務局

株式会社タクミ（日賦資金業登録業者）の業務停止について

当局登録日賦資金業者である 株式会社タクミ については、資金業の規制等に関する法律（以下「資金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴求を行った結果、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、出資法の一部を改正する法律（以下「出資法改正法」という。）及び資金業規制法に違反する以下の事実が認められたので、平成17年11月28日から同年12月27日までの30日間、全店の業務の全部（集金を含む弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを平成17年11月21日付で命じた。

違反事実

1. 出資法第5条第2項関係

日賦資金業者は、出資法改正法附則第10項により、同法附則第9項に規定する業務の方法以外の方法により資金業を営んではならないこととされているが、当社は、同法附則第10項に違反する以下の方法により業務を行っているにもかかわらず、出資法第5条第2項に規定する割合（出資法改正法附則第8項による読み替え後：54.75%）による利息の契約をし、又は受領しているものが認められた。

- イ. 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者以外の者を貸付けの相手方としているもの
- ロ. 返済期間の100分の50以上の日数にわたり資金業者が自ら集金する方法により返済金の取立てを行っていないもの

2. 貸金業規制法第18条関係

貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けたときに、当該弁済をした者に交付する書面において、契約年月日、貸付けの金額、受領金額の利息、賠償の予定に基づく賠償金又は元本への充当額、当該弁済後の残存債務の額、貸金業者の登録番号の記載がないものが認められた。

(参考1)

株式会社タクミの概要

- | | |
|--------------|--|
| 1. 商 号 | 株式会社タクミ |
| 2. 代表者 | 鄭 泰博（小林 泰博） |
| 3. 登録番号 | 近畿財務局長（N4）第00630号 |
| 4. 所在地 | 本店 京都市南区西九条御幸田町13番地の4 1F ピル3階 |
| 5. 店舗数 | 3
京都府（本店）
青森県（青森支店）
宮崎県（宮崎支店） |
| 6. 役員・重要な使用人 | 7名 |

(参考2)

出資法改正法（抄）

附則

第9項 前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業のみを行うものをいう。

- 一 主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で内閣府令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。
- 二 返済期間が100日以上であること。
- 三 返済金を返済期間の100分の50以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。

第10項 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならない。

(問い合わせ先)
近畿財務局理財部
金融監督第3課 澤田、砂田、谷口
06-6949-6371